

富士見公共下水道事業計画（下水道法）
富士見都市計画下水道事業計画（都市計画法）の変更について（概要版）

1. はじめに

本市の下水道全体計画は昭和47年に策定され、数度の変更を経て現在は、汚水予定処理区域1,508ha、雨水予定排水区域は1,823haとなっています。事業計画の区域は、昭和49年に当時の市街化区域全体の774ha（汚水、雨水共）について認可を受けました。その後、幾度かの変更を経て、現在は、汚水面積約1,223ha、雨水面積約575haの区域が認可されています。

今回の変更は、①事業計画の区域、②処理分区の境界、③雨水ポンプ施設、④事業計画の期間について、下記の理由により変更しようとするものです。

2. 変更の内容

- | | |
|----------|---------------------------------|
| ①事業計画の区域 | 汚水面積約1,223haを約1,264haに変更 |
| ②処理分区の境界 | 新河岸第13処理分区の一部を新河岸第12-2-2処理分区に変更 |
| ③雨水ポンプ施設 | 柳瀬川第一排水区にポンプ施設を追加 |
| ④事業計画の期間 | 令和5年3月31日までを令和7年3月31日までに変更 |

3. 変更の理由

①事業計画の区域

上南畑地区の産業団地開発計画区域（19.3ha）や富士見市公共下水道区域外流入事務取扱要綱により流入許可され接続済みとなっている区域（21.7ha）の追加をするものです。

②処理分区の境界

上南畑地区産業団地開発計画との整合を図るため、新河岸第13処理分区の4.8haを新河岸第12-2-2処理分区に変更するものです。

③雨水ポンプ施設

柳瀬川第一排水区（集水面積72.4ha）において、当該地区の浸水被害軽減のため、ポンプ施設を追加するものです。

④事業計画の期間

上位計画と整合を図るため、事業計画期間を2年間延伸し、令和5年3月31日までを令和7年3月31日までに変更するものです。